



広報いが市4月15日号と同時に配布しました「平成22年度改訂 資源・ごみ分別ガイドブック」は伊賀北部版は7月から、伊賀南部版は4月からの運用となります。  
※伊賀北部版の主な変更点：容器包装プラスチックの分別方法が増えます。

## 7月からの分別方法



プラマークがあっても、洗えないチューブ類や油などが付着している袋類は「可燃ごみ」に出してください。次のものは（洗って）付着物がなければ「容器包装プラスチック（資源）」になりますので、透明または白色半透明のごみ袋に入れて出してください。  
《注意》レジ袋などに入れ、さらに大きな袋に入れる「二重袋出し」はしないでください。

### 容器包装プラスチックとは・・・

- お菓子や飴などの外袋および内袋
- 野菜などが入っている袋
- 商品包装用の袋またはフィルム
- ペットボトルのキャップ、ラベル
- シャンプー、洗剤などのボトル
- 乳酸菌飲料の容器
- 薬（錠剤、カプセル）の包装
- 食品用トレイ

## 各種補助事業の紹介

### 生ごみ処理容器購入費補助金制度

家庭から出る生ごみの減量化と堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理容器の購入を推奨しています。  
※購入後3カ月以内に申請してください。

#### ■対象者

- ①市内に住所を有する方（世帯主であり市税を完納している方）
- ②自らが所有または賃借などにより管理する家屋、土地に自費で設置される方

#### ■補助対象

- （購入額の3分の1を補助）
- ①電動式処理容器（上限20,000円）  
1世帯につき1基まで（交付日から再申請まで6年）
  - ②非電動処理容器（上限3,000円）  
1世帯につき2基まで（交付日から再申請まで3年）

### 資源再利用物回収奨励金制度

環境学習の一環として再生利用可能な廃棄物の集団回収を計画・実施し、環境問題に関する意識向上を図るため実績をあげた登録団体に対し奨励金を交付しています。

#### ■対象団体

- ①児童福祉法による学校教育関係団体
- ②障害者基本法による団体

#### ■補助対象

- （種類別の回収量1kgにつき3円を支給）
- ①新聞紙、雑誌などの古紙類
  - ②古着、ボロ布などの古布類

### 集積場整備事業補助金制度

地域の環境整備および収集の効率化を図るため、集積場の新設または改修を行う場合、事業費の一部を補助しています。

※手続き・様式などを変更しました。

#### ■対象事業

- ①区または自治会が行うごみ集積場の新設
- ②区または自治会が管理しているごみ集積場の改修

#### ■補助対象

- （事業費の2分の1を補助）
- ①新設（上限200,000円）
  - ②改修（上限85,000円）

○問い合わせ 清掃事業課 ☎20-1050 FAX20-2575

## 伊賀市登録統計調査員を募集します

登録統計調査員を募集します

登録統計調査員制度とは統計調査が実施されるときに、事前に登録している登録統計調査員へ調査を依頼し、統計調査員の仕事に従事していただくための制度です。統計調査ごとに国や県から任命されて調査員となります。調査実施の2〜3カ月前に、調査の種類・期間・区域および受け持ち件数などを、電話や郵送でお知らせし、調査への従事が可能であれば仕事を依頼します。

※毎回全員に調査をお願いするとは限りません。

#### ■応募要件

- ①20歳以上の健康な人
- ②責任をもって調査事務を遂行できる人
- ③秘密を保持できる人
- ④税務・選挙・警察用務に直接関わりのない人

#### ■業務内容

調査対象を訪問して、調査票の配布や回収などをします。任命期間は約1〜2カ月ですが、毎日活動に従事する必要はなく、あらかじめ指定された期間内に調査事務をします。

#### ■調査員の身分

任命期間中は非常勤の公務員です。調査活動中に万一事故にあつてけがをした場合などは補償されます。

#### ■手当

調査ごとに、調査活動にかかる日数を考慮して定められ、1つの統計調査につき3〜5万円が平均です。

#### ■申込先・問い合わせ

総務課 ☎22-9601 FAX22-2440

# 子ども手当

4月から  
子ども手当制度がスタートしました

子ども手当は次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもを監護（子どもを金銭面・精神面から監督、保護すること）する方に、子ども1人あたり月額13,000円を支給する制度です。

子ども手当の受給にあたっては、平成22年3月まで支給していた児童手当受給の状態により手続きが異なりますので、次のとおり必要な手続きを行ってください。

## ▼ 児童手当と子ども手当の違い

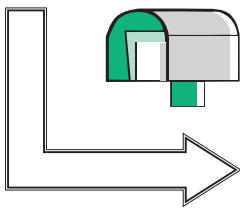
	児童手当	子ども手当
支給時期	平成22年3月分まで	平成22年4月分から
支給対象	小学校修了（12歳学齢）まで	中学校修了（15歳学齢）まで
支給月額	5,000円・10,000円	13,000円
所得制限	あり	なし
支給月	毎年2月・6月・10月	

## ▼ 手続きまでの流れ

### 子ども手当の支給対象となる世帯に案内をお送りします

※実際に子どもを監護・養育する人（原則として両親のいずれか）が認定請求を行ってください。

※案内通知は、公務員の人にもお送りしますが、子ども手当の認定請求手続きは、児童手当と同様にそれぞれの勤務先で行ってください。



### 子どもの年齢などにより必要な手続きを行ってください

#### 【手続きに必要なもの】



- 郵送する案内通知
- 印鑑（認印可）
- 請求者の健康保険証（国民年金加入の人は不要です）
- 請求者名義の通帳（新規認定請求の人のみ）
- 外国籍の人は請求者と子どもの外国人登録証

【問い合わせ】 こども家庭課 ☎22-9654 FAX22-9646

## 男女共同参画基本計画

### パブリックコメント募集

男女共同参画社会の実現に向け、地域の実情に沿いながら、市が市民、事業者などと協働で男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、このたび平成23年度からの第2次計画を策定しますので、その策定方法などに関してパブリックコメントを募集します。

#### 【募集期間】

4月19日（月）～5月12日（水）

#### 【募集内容】

伊賀市男女共同参画基本計画（第2次）策定方針（案）

#### 【閲覧方法】

①市ホームページ（<http://www.city.iga.lg.jp/>）

②人権生活環境部 人権政策・男女共同参画課

#### 【提出方法】

住所・氏名・電話番号・ご意見・ご提案を記入の上、郵送・FAX・Eメール（添付ファイルは不可）・持参のいずれかでご提出ください。

#### 【その他】

・ご提出いただきましたご意見・ご提案は計画策定の検討資料とさせていただきます。後日とりまとめの上、市の考え方などとあわせて市ホームページで公表します。

・個別の回答は行いません。

・いただいたご意見・ご提案は返却しません。

#### 【提出先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市人権生活環境部人権政策・男女共同参画課

☎22-9632 FAX22-9649

✉jinken-danjo@city.iga.lg.jp